

# 目 次

## 第1編 総則

### 第1章 計画の目的

第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成と内容	3
第4節 計画の理念	4
第5節 計画の位置づけ	5
第6節 計画の修正	6
第7節 計画の周知	6

### 第2章 本市の状況

第1節 自然条件	9
第1 位置及び面積等	9
第2 地形	9
第3 活断層群	10
第4 河川	10
第5 海岸	10
第6 気象	10
第2節 社会的条件	11
第1 人口及び世帯数	11
第2 総合計画における考え方	12
第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	14
第1 災害の素因と誘因	14
第2 災害に対する基本的な考え方	16

### 第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風	18
第2節 その他の災害	19
第3節 地震・津波	21

### 第4章 災害の想定

第1節 災害想定の基本	32
第2節 被害の想定	32
第1 台風等大型低気圧による災害	32
第2 豪雨による災害	33

第3	大規模火災	34
第4	ガス、危険物の爆発等による災害	34
第5	地震・津波による災害	34
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第1	市	48
第2	大分県	48
第3	中津警察署	49
第4	指定地方行政機関	49
第5	自衛隊	51
第6	指定公共機関	51
第7	指定地方公共機関	52
第8	消防団	53
第9	その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者等	54

## 第2編 風水害その他の災害対策編

### 第1章 災害予防

第1節	災害予防の基本方針等	57
第1	災害予防の基本的な考え方	58
第2	災害予防の体系	59
第2節	災害に強いまちづくり	60
第1	被害の未然防止事業	62
第2	災害危険区域の対策	64
第3	防災施設の整備、災害予防管理	66
第4	都市・地域の防災環境整備	66
第5	建築物の災害予防	68
第6	農林水産物の災害予防	69
第7	ライフラインの災害予防	70
第8	特殊災害の予防	76
第9	防災調査研究の推進	78
第3節	災害に強い人づくり	80
第1	自主防災組織	83
第2	防災士	85
第3	防災訓練	86
第4	防災教育	88
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	92
第6	要配慮者の安全確保	93
第7	帰宅困難者の安全確保	98
第8	市民運動の展開	98

第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置.....	100
第1	初動体制の強化 .....	102
第2	活動体制の確立 .....	104
第3	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 .....	108
第4	救助物資の備蓄 .....	111

## 第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等 .....	114
第1	災害応急対策の基本方針 .....	115
第2	市民に期待する行動 .....	115
第3	災害応急対策の体系 .....	118
第2節	活動体制の確立 .....	119
第1	組織 .....	120
第2	動員配備 .....	126
第3	通信連絡手段の確保 .....	128
第4	気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 ...	130
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達 .....	138
第6	災害救助法の適用及び運用 .....	144
第7	広域的な応援要請・協力体制の確立 .....	151
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ .....	154
第9	自衛隊の災害派遣要請 .....	156
第10	他機関に対する応援要請 .....	161
第11	技術者、技能者及び労務者の確保 .....	163
第12	ボランティアとの連携 .....	165
第13	帰宅困難者対策 .....	167
第14	物資の備蓄及び資機材調達供給 .....	167
第15	交通確保輸送対策 .....	168
第16	広報活動・災害記録活動 .....	177
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動 .....	181
第1	風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 .....	182
第2	水防計画 .....	184
第3	避難の指示及び誘導 .....	192
第4	救出救助 .....	196
第5	救急医療活動 .....	199
第6	二次災害の防止活動 .....	201
第4節	被災者の保護・救護のための活動 .....	204
第1	避難所運営活動 .....	205
第2	避難所外被災者の支援 .....	210
第3	食料供給 .....	211

第4	給水	214
第5	被服寝具その他生活必需品給与	215
第6	医療活動	216
第7	保健衛生活動	217
第8	廃棄物処理	219
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	220
第10	住宅の供給確保	223
第11	文教対策	226
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	228
第13	義援物資の取り扱い	229
第14	被災動物対策	230
第5節	社会基盤の応急対策	231
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	232
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	236
第3	農林水産業対策	237
第3章 災害復旧・復興		
第1節	災害復旧・復興の基本方針	243
第2節	浸水廃棄物・がれきの処理	244
第3節	公共土木施設等の災害復旧	245
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	247
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	247
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	248
第1	経済・生活面の支援	248
第2	住まいの確保・再建のための支援	259
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	271
第6節	激甚災害の指定	278
第1	激甚災害指定の手続	278
第2	特別財政援助	281
第4章 その他の災害対策		
第1節	その他の自然災害対策	285
第1	その他の自然災害対策の基本的な考え方	285
第2	雪害・凍結害等の対策	285
第3	少雨・乾燥被害対策	285
第4	農業被害対策	286
第2節	一般火災対策	289
第1	火災の予防	289
第2	火災に関する情報の収集・伝達	291

第3	火災の応急対策	293
第4	消防活動	293
第3節	林野火災対策	295
第1	林野火災の予防	295
第2	林野火災応急対策	296
第4節	その他の事故対策	298
第1	危険物災害対策	298
第2	道路・交通機関事故災害対策	301
第5章 原子力災害対策		
第1節	総則	305
第2節	被害想定	305
第3節	原子力発電所事事故事前対策	306
第4節	原子力発電所事故応急対策	307
第5節	原子力災害中期対策	314

### 第3編 地震・津波対策編

第1章 災害予防		
第1節	災害予防の基本方針等	317
第1	災害予防の基本的な考え方	318
第2	災害予防の体系	319
第2節	災害に強いまちづくり	320
第1	被害の未然防止	321
第2	災害危険区域等の対策	324
第3	防災施設の災害予防管理	324
第4	都市・地域の防災環境整備	324
第5	建築物等の安全性の確保	326
第6	公共施設等の災害予防	328
第7	特殊災害の予防	333
第8	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	335
第9	防災のための調査研究の推進	336
第10	社会資本の老朽化対策	336
第3節	災害に強い人づくり	337
第1	自主防災組織	340
第2	防災士	342
第3	防災訓練	344
第4	防災教育	354
第5	消防団・ボランティアの育成・強化	358

第6	要配慮者の安全確保	359
第7	帰宅困難者の安全確保	363
第8	市民運動の展開	364
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	365
第1	初動体制の強化	368
第2	活動体制の確立	371
第3	津波からの避難に関する事前の対策	376
第4	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	378
第5	救助物資の備蓄	382

## 第2章 地震・津波災害応急対策

第1節	災害応急対策の基本方針等	385
第1	災害応急対策の基本方針	386
第2	市民に期待する行動	386
第3	災害応急対策の体系	389
第2節	活動体制の確立	390
第1	組織	391
第2	動員配備	397
第3	通信連絡手段の確保	399
第4	気象庁が発表する地震・津波情報の収集・及び関係機関への伝達	400
第5	災害・被害情報等の報告、収集・伝達	420
第6	災害救助法の適用及び運用	425
第7	広域的な応援要請・応援活動	432
第8	防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ	435
第9	自衛隊の災害派遣要請	438
第10	他機関に対する応援要請	443
第11	技術者、技能者及び労務者の確保	444
第12	ボランティアとの連携	446
第13	物資の備蓄及び資機材調達供給	448
第14	帰宅困難者対策	449
第15	交通確保・輸送対策	450
第16	広報・災害記録活動	459
第3節	生命・財産への被害を最小限とするための活動	463
第1	地震・津波に関する情報の収集・住民への伝達等	464
第2	地震・津波に関する避難の指示及び誘導	467
第3	津波からの避難	471
第4	救出救助	473
第5	救急医療活動	475
第6	消防活動	477

第7	二次災害の防止活動	480
第4節	被災者の保護・救護のための活動	483
第1	避難所運営活動	484
第2	避難所外被災者の支援	489
第3	食料供給	490
第4	給水	492
第5	被服寝具その他生活必需品給与	493
第6	医療活動	495
第7	保健衛生活動	496
第8	廃棄物処理	499
第9	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬	500
第10	住宅の供給確保	504
第11	文教対策	506
第12	社会秩序の維持・物価の安定等	509
第13	義援物資の取扱い	510
第14	被災動物対策	510
第5節	社会基盤の応急対策	512
第1	電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策	513
第2	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策	518
第3章	災害復旧・復興	
第1節	災害復旧・復興の基本方針	521
第2節	がれきの処理	522
第3節	公共土木施設等の災害復旧	523
第4節	被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援	524
第1	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	524
第5節	被災者支援に関する各種制度の概要	525
第1	経済・生活面の支援	525
第2	住まいの確保・再建のための支援	536
第3	農林漁業・中小企業・自営業への支援	548
第6節	激甚災害の指定	555
第1	激甚災害指定の手続	555
第2	特別財政援助	559
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則	562
第1	推進計画の目的	563
第2	防災関係機関が地震・津波発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱	563

第2節	災害対策本部の設置等	564
第1	災害対策本部等の設置	565
第2	災害対策本部等の組織及び運営	565
第3	災害応急対策要員の参集	565
第3節	地震発生時の応急対策等	566
第1	地震発生時の応急対策	567
第2	資機材、人員等の配備手配	568
第3	他機関に対する応援要請	568
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	569
第1	津波からの防護のための施設の整備等	570
第2	津波に関する情報の伝達等	570
第3	津波からの避難に関する事前の対策	571
第4	消防機関等の活動	572
第5	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	572
第6	交通対策	573
第7	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	573
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	576
第1	概要	577
第2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	578
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	578
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	582
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	584
第7節	防災訓練	585
第8節	地震防災上必要な教育及び広報	586

#### 第4編 資料編

※ 資料編の目次は、資料編中扉の後に示す。